

## 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した 生活衛生関係法の改正について

### 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して、生活衛生関係事業者の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業法をはじめとする生活衛生関係法の改正が予定されている。

### 2 改正の概要

- (1) 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底。
  - ① 特定感染症が国内で発生している場合、旅館業の営業者は症状を有する宿泊者等に感染防止への協力を求めるとともに、それに応じない場合は宿泊を拒むことができることとする。
  - ② 旅館業の営業者は高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切なサービス提供のため、従業員へ研修の機会を与える。
- (2) 生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る手続きの整備。
  - ① 事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得を行うことなく、営業者の地位を承継する。
  - ② 対象の法律は、食品衛生法、理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法など。

### 3 今後の予定

改正法律案は第210回国会（令和4年度臨時会）に提出され現在審議中。成立後、交付の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日の施行が予定されている。

それに対応し、令和5年第1回区議会定例会を目途に関係条例の改正案を提出、法施行日と合わせた施行を予定。